

定期報告の留意事項

1 情報の時点 令和7年1月1日時点

2 報告期間 令和7年1月6日（月）～2月28日（金）

3 報告方法

- ・報告は原則として「G-MIS」(<https://www.med-login.mhlw.go.jp/s/login/>)にログインし、オンラインで報告してください。
- ・紙の報告票による報告をする場合は、「※2 やむを得ず紙の報告票による報告をする場合」を御確認ください。
- ・報告された情報は、原則としてそのまま公表しますので、正確に入力してください。

※1 ログイン方法

- ・ログイン方法は（別紙2 定期報告簡易マニュアル）を御参照ください。
- ・ログインに必要な「ユーザー名」・「パスワード」が不明な場合は、県医療政策課又は所管の保健所にお問い合わせください。

※2 やむを得ず紙の報告票による報告をする場合

(1)

- ・電子メールアドレスがない、インターネット環境がない等の理由により、G-MISのID・パスワードの発行ができない医療機関が紙による報告の対象となります。

(2) 報告方法

- ・あらかじめ、所管の保健所（別紙3のお問合せ先一覧を参照）に申し出て、報告票を受け取ってください。
- ・受け取った報告票に記載し、保健所に持参又は郵送してください。

4 令和6年度定期報告における留意事項

(1) 記入されている内容に、変更が無い場合にも、必ず報告してください。

(2) 企業内診療所や特別養護老人ホーム内に設けられた診療所などで、県民向けに情報を公開しない医療機関は、「外来区分」に「9：その他一般外来を行わない」を選択してください。

5 その他注意事項

- (1) 医療機関には、医療法第6条の3により医療機能情報の報告及び閲覧が義務づけられていますので、期限内に必ず報告するとともに、当該事項を記載した書面を医療機関内に掲載し患者等が閲覧できるようにしてください。
- (2) 医療機能情報提供制度に基づく定期報告は、医療法に基づく許可申請や届出とは異なりますので、許可申請や届出が必要な場合は、別途、保健所へ申請等を行ってください。
- (3) 「医療情報ネット」の基本情報に変更があったときは、年1回の定期報告にかかわらず、変更の都度、速やかに報告してください。